

市町村立小・中・義務教育学校配置のスクールカウンセラーの勤務条件等について

令和6年 4月 1日
埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課

1 勤務場所

配置された市町村教育委員会が指定する学校、機関とする。

2 勤務の内容

所属長の指揮監督の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 教職員と共に生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
- (2) 生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- (3) 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- (4) (校長が必要と認めた場合) 他校への助言・援助及び児童生徒・保護者へのカウンセリング
- (5) 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- (6) いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
- (7) その他緊急時における対応（県教育委員会との協議による）

3 勤務日等

- (1) 勤務日は、小学校4校配置（1校あたり月1回1日勤務）の場合、4校当たり年間45週以内とする。
小学校3校配置の場合（1校あたり月1回1日勤務）、3校当たり年間34週以内とする。
小学校6校配置の場合（1校あたり月1回半日程度勤務）、6校当たり年間34週以内とする。
小学校8校配置の場合（1校あたり月1回半日程度勤務）、8校当たり年間45週以内とする。
小学校3校または小学校4校（1校あたり月1回半日程度勤務）と中学校1校（隔週1日勤務）配置の場合、年間37週または42週以内とする。
中学校単独校配置の場合、当該校に年間40週以内とする。
中学校2校配置の場合、2校当たり年間40週以内とする。
週当たり1～3日とする。
- (2) 勤務時間は、1日につき5時間50分とする。
- (3) 勤務日及び勤務時間の割振りは、別途所属長が定める。
- (4) 時間外勤務は命じない。

4 休暇等

- (1) スクールカウンセラーの休暇は、「会計年度任用職員取扱要綱」に定めるものとする。なお、年次休暇及び夏季休暇の付与日数等は、それぞれ別表1、2のとおりとする。ただし、年次休暇（1日未満の端数も含む）は翌年度（第1種会計年度任用職員（一般の常勤職員から退職後引き続き任用されたもの）にあつては、翌年）へ繰越すことができ、繰り越された休暇はその年度（第1種会計年度任用職員にあつては、その年）に限り有効とする。

- (2) 休暇の承認又は届出等の手続は、一般職員の手続の例によるものとし、スクールカウンセラーが複数校に勤務する場合、休暇補助簿（様式第 6 号）をもって適正に運用する。
- (3) 休暇を取得する際は、拠点校に限らず、勤務校で決裁を受ける。

5 報酬等

- (1) 報酬は、日額とし、1 日（5 時間 5 0 分）当たり 2 5, 7 5 0 円とする。
- (2) 費用弁償は、通勤に係る費用弁償に関する届に基づき、決定された額とする。
- (3) 旅行命令により出張した場合の旅費は、一般職員の例により算出された額とする。
- (4) 報酬、費用弁償及び旅費は、当月の勤務実績に基づき、本人から提出された口座振替依頼書による本人口座に翌月支給する。
- (5) 報酬、費用弁償及び旅費を支給する場合は、所得税法による源泉徴収のみ行い、その他の控除はしない。
- (6) 報酬、費用弁償以外による金銭の支給は一切ない。

6 退職

スクールカウンセラーは、任用の途中に辞職を申し出ることができる。ただし、次の場合は、任用期間中であっても退職となる場合がある。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障がある場合
- (3) その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 予算の減少により過員が生じた場合又は配置の必要がなくなった場合

7 分限

- (1) スクールカウンセラーの分限は、分限条例に基づき行う。
- (2) 休職をしている期間については、報酬を支給しない。

8 懲戒

スクールカウンセラーの懲戒は、職員の懲戒手続及び効果に関する条例（昭和 26 年埼玉県条例第 52 号）に基づき行う。

9 社会保険の適用

スクールカウンセラーの社会保険の適用については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び地方公務員共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に定めるところによる。

10 災害補償

スクールカウンセラーが、公務のために負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償法の適用を受ける者を除き、公務災害補償条例及び地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところにより補償するものとする。

11 研修等

埼玉県教育委員会は、「スクールカウンセラー研修会」を開催し、学校における教育相談体制や生徒指導体制の在り方について、情報交換、研究、協議、成果の取りまとめ及び成果の普及を行う。

- 12 福利厚生施設及び相談窓口
配置された市町村教育委員会による。

別表 1

スクールカウンセラーの年次休暇付与日数等について

1 年度当初より採用された場合の年次休暇付与日数

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	勤続年数（第1種会計年度任用職員）											
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
		年度（第2種会計年度任用職員）											
		採用初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目	11年度目	12年度目以降
1日	48日から72日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
2日	73日から120日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7
3日	121日から168日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11

2 年度の途中において採用された場合の年次休暇付与日数

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	採用月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	48日から72日まで	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2日	73日から120日まで	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0
3日	121日から168日まで	5	5	5	5	5	5	3	2	2	1	1	0

3 取得単位

1 日、1 時間または 30 分を単位として受けることができる。分単位では受けることができない。

時間を単位とした年休の場合、6 時間を 1 日として換算する。

注 1：表中「1 年間の所定勤務日数」の項は、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注 2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1 年間の所定勤務日数」項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

別表 2

スクールカウンセラーの夏季休暇付与日数等について

1 1 年間の所定勤務日数による夏季休暇付与日数

週所定勤務日数	1 年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
3 日	121 日から 168 日まで	3
2 日	73 日から 120 日まで	
1 日	48 日から 72 日まで	

2 取得単位

1 日または半日

3 取得期間

5 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで

注 1：表中「1 年間の所定勤務日数」の項は、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注 2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1 年間の所定勤務日数」項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。